

国 道 利 第 1 1 号  
平成28年9月30日

各地方整備局長 殿  
北海道開発局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿  
独立行政法人  
日本高速道路保有・債務返済機構理事長 殿

国土交通省道路局長

#### 道路法の一部改正について

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（平成28年法律第19号）による改正後の道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）のうち、法第44条の2の規定に基づく違法放置等物件に係る措置については、下記の点に十分留意して、その運用に遺憾のないようにされたい。

#### 記

##### 1. 趣旨

従来、道路管理者は、法第43条第2号の規定に違反して、道路上に違法に放置された物件について、通常の維持、清掃により処理することが適当な場合のほか、法第44条の2第1項に基づき、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしていると認められる場合であって、法第71条第1項に基づいて措置命令すべき者の氏名及び住所が不明のときには、即時に当該放置物件を除去することができることとされていた。

しかし、同号の規定に違反して、ロープ等で固定する、一定の時間帯に限り設置するといった、占有者等が積極的な意思のもとに占有許可を受けずに道路に設置している不法占有物件については、措置命令すべき者が不明のときには相当の期間の事前の公告の必要があり、措置命令すべき者が明らかなきとき、また、措置命令を受けた者が命令に従わないときにも行政手続法（平成5年法律第88号）、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に基づく手続を実施する必要があった。このことから、上記の不法占有物件を含む違法放置等物件の除去を一層推進し、もって道路の安全性の向上を図るため、法第44条の2を改正し、道路に放置された物件だけでなく、一定の設置された物件についても、道路

管理者が速やかに除去することができることとした。

このような物件の中には、その占有者等の氏名及び住所を知ることができるものも少なくないが、交通への危険等を防止するため必要な措置を緊急的に講ずることが不可欠となる場合も想定される。そこで、措置命令すべき者の氏名及び住所が不明のときだけでなく、それらが明らかであってもその者が現場にいないとき、また、措置命令を受けた者が命令に従わないときについても、道路管理者が速やかに違法放置等物件を除去することができることとした。

このほか、現に道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしているものではないが、固定部分の腐食が進んでいる、風で飛散する危険があるなど、その態様、当該道路の交通量、自然環境等を総合的に勘案すれば、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす蓋然性が高い物件について、道路管理者による迅速な対応が困難であったことを踏まえ、道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼしている場合だけでなく、それらのおそれがあると認められる場合についても、速やかに除去することができることとした。

## 2. 法第44条の2の措置の対象となる物件について

法第44条の2による措置の対象については、以下のとおりである。

- (1) 本条による措置の対象は、法第43条第2号の規定に違反して、道路に落下した車両積載物、沿道や上空から道路上に転落又は落下した物件で除去されていない物件その他の道路に放置された物件のほか、同号の規定に違反して、占有者等の積極的な意思のもとに道路に設置された看板その他の物件を含むものである。
- (2) 本条による措置は、他人の所有又は占有に係る物件であっても、道路管理上必要やむを得ない場合には道路管理者に自ら除去する権限を与えたものであり、対象となる物件はいわゆる「有価物」に限られる。したがって、経済的価値がなく、明らかに廃棄されたと認められる物件については、従来どおり、廃棄物として通常の維持管理、清掃により処理して差しつかえない。

## 3. 法第44条の2の措置を実施し得る場合について

本条による措置が行われるのは、対象となる物件が、①現に道路の構造に損害を及ぼし、若しくは交通に危険を及ぼしている場合、又は②前記①のおそれがあると認められる場合において、以下のいずれかに該当するときである。

- (1) 違法放置等物件の占有者等に対し法第71条第1項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。
- (2) 違法放置等物件の占有者等が現場にいないために、法第71条第1項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

#### 4. その他

- (1) 「道路法の一部改正について」(平成3年11月1日付け建設省道政発第58号)の「第2 違法放置物件に対する措置について(法第44条の2関係)」は削除する。
- (2) 本通知は、平成28年9月30日から施行することとする。